

書面調査票記入シート

料金名： 鉄軌道運賃・料金

【調査 1：情報公開ガイドラインについて】

(1) 所管の公共料金分野について、情報公開ガイドラインに対応した情報公開の現状はどうなっているか。また、ガイドライン策定以降、情報公開を巡る状況・情報公開の内容について大きく変更した点は何か。また、変更の要因は何か。(情報公開ガイドラインを策定されていない場合は、これに準ずるものについての現状、変更点等、また、今後の策定の予定について、ご説明ください。)

鉄道運賃に対する国民の関心が高まる中、運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進を図るため、平成 8 年に「鉄道事業及び軌道業の旅客運賃に関する情報公開の促進について」を発出し、平成 13 年には、利用者の自由かつ的確なサービス選択の確保に資する情報を追加した「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」(別紙)を策定している。

なお、平成 24 年 2 月 28 日に開催された消費者委員会において、「公共料金問題についての建議」がとりまとめられ、この建議を受け、今般、運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進をより一層図るため、情報提供の時期を「運賃改定申請時」「運賃改定実施(認可)時」及び「運賃改定実施後」に区分することとし、国土交通省の各地方運輸局等の所管部局に対して平成 24 年 8 月 27 日付けで文書を発出し、同内容を見直した「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」について管下鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請したところである。

(2) 情報公開ガイドラインの中には、

- ・ 料金、加入金・負担金等の根拠
- ・ 主要な他事業者との料金格差の要因の説明
- ・ 設備投資計画の妥当性を説明するための情報
- ・ セグメント別収支（路線別又は路線群別、部門別等）
- ・ 料金、サービスの質等に関する比較対照情報

が含まれているか。（情報公開ガイドラインを策定していない場合は、これに準ずるものについて、ご説明ください。）

「運賃の根拠」については、申請の内容（申請理由、申請の概要等）、鉄軌道部門収支の実績及び推定、運賃・料金収入内訳、需要見通しを公表することとしている。

「主要な他事業者との料金格差の要因の説明」については、ヤードスティック方式に係る基準単価算出のための回帰式、基礎データ、基準単価、施設量、基準コスト合計額、実績コスト合計額を公表することとしている。

「設備投資計画の妥当性を説明するための情報」については、設備投資実績と計画、主要プロジェクトの内容、利用者サービスの向上策について公表することとしている。

「料金、サービスの質等に関する比較対照情報」については、運賃・料金の多様化の内容（運賃等のメニュー一覧、営業割引の状況等）、サービスに関する基本的な情報（ダイヤ、遅延情報他）、サービスの水準（バリアフリー化施設の整備状況他）を公表することとしている。

【調査 2：料金の水準・内容の説明】

原価として認める費用項目やその水準に関する基準（「審査要領」等）を策定・公表しているか。（策定・公表済みの場合は、資料をご提出頂き、ご説明ください。仮に、現在策定・公表されていない場合、これに準ずるものとして、どのような情報を策定・公表しているか、また、今後の検討の予定について、ご説明ください。）

料金分野における審査要領（イメージ）

- ・ 人件費は、従業員 1000 人以上の企業平均値を基本に査定する。
- ・ 普及啓発費（例：広告宣伝費）は、公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める等

鉄道運賃については、「JR 旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領」（別紙）及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領」（別紙）を策定している。

【調査3：料金妥当性の事後的・継続的検証】

料金認可及び届出時の料金体系の妥当性を継続的に確保するために実施する、事後的・継続的な検証について

(1) 料金認可及び届出時の料金水準の根拠となる定量的なデータ(原価、需要予測、各種前提)について、その算出根拠は明確に公表されているか。(仮に現在公表されていない場合、どのような情報を公表し、料金水準の根拠を説明しているか、また、事後的・継続的検証に資するよう、原則として、規制官庁に提出させることや対外的に公表することについて、どのように考えているかについてご説明ください。)

鉄軌道業の情報提供ガイドラインにおいて、運賃改定時には、鉄軌道部門収支の実績及び推定、運賃料金収入内訳、需要見通し等の料金水準の根拠となるデータを公表することとしている。

(2) 料金の妥当性について、定量的なデータを用いた事後的な検証をどのような方法で行っているか。(確認している具体的な指標、費用項目、経理情報等及びこれらの定量的なデータをお示しください。仮に、現在行っていない場合、どのような情報・方法により、事後的な検証が行われているか、また、今後、定量的なデータを用いた事後的な検証について、その検討の予定をご説明ください。)

(3) また、その結果について、対外的にどのように公表しているか。以後の料金認可及び届出手続きにどのように反映させていくのか。

事後的な検証に必要なデータについては、鉄道事業者から報告がある事業報告書、鉄道事業実績報告書等により把握している。

なお、【調査1】で記載のとおり、情報提供の時期を「運賃改定申請時」「運賃改定実施(認可)時」及び「運賃改定実施後」に区分することとし、国土交通省の各地方運輸局等の所管部局に対して平成24年8月27日付けで文書を発出し、同内容を見直した「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」について管下鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請したところである。

【調査4：料金変更命令等】

現行の料金水準が適当ではないと判断される場合は、料金改定を命令できるような定量的な基準等の要件が策定されているか。(既に策定されている場合は、それについてご説明ください。仮に、現在策定されていない場合、どのような情報・方法により、料金改定を命令、促しているか、また、今後、定量的な基準等の要件の策定について、その検討の予定をご説明ください。)

定量的な基準等の要件は策定していない。

なお、鉄道事業法における事業改善の命令として、以下の条文が規定されている。

旅客運賃等の上限若しくは料金の変更の事業改善命令

鉄道事業法23条では、「利用者の利便その他公共の利害を阻害している事実があると認められるとき」は、旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金を変更する旨の事業改善命令を行うことができる。

届け出た運賃等の変更命令

鉄道事業法第16条第5項では、届け出た運賃等が以下に該当する場合、その運賃等の変更を命ずることができる

- ・特定の旅客に対して不当な差別的取扱いをする場合
- ・他の鉄道事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合

【参照条文】

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）〔抜粋〕

（旅客の運賃及び料金）

第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、第3項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（事業改善の命令）

第23条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第16条第1項及び第4項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

【調査5：料金認可手続きにおける消費者の参画等】

(1) 料金認可手続の一環として、原則として、公聴会を開催しているか。

また、その際には、

- ・多くの消費者が参加できるような、回数や場所についての設定
- ・(意見陳述を要請する際には) 時間的余裕を伴った、参加通知、関連資料の提供
- ・意見陳述のみならず、質疑応答の機会の設定
- ・消費者の利益を代弁できる者(例えば、消費者団体の代表者等)の参加を確保を行っているか。

鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃等の上限に係る認可で国土交通大臣が行うものについては、認可をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならないこととされている。

運輸審議会においては、大都市部の大手事業者の事案など事案の及ぼす社会的影響が大きいと認められる事案や強い反対意見が想定される事案等について、職権での公聴会を開催し、公募により一般利用者等を公述人として選定し意見聴取を行っている。その際には、

- ・公述の申出が多数になると予想される場合には、2日間に渡り公聴会を開催している。なお、公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定し、選定されなかった者が提出した公述書は、審理の資料に供される。また、首都圏以外の事業者の事案については、当該事業者が所在する地方に運輸審議会委員が赴き、公聴会を開催している。

- ・公聴会開催の官報公示及びHPでの告知から公述の申出期限までは、概ね2週間程度である。また、公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催前に、当該事案の申請書その他の関係書類を閲覧することができる。

- ・公聴会は、事案の審理に際し運輸審議会委員が広く一般の意見を聴取する目的で開催するものであり、一般公述人に質疑応答の機会は設定されていないが、公聴会の最後に申請者は最終陳述を行うこととされている。また、必要に応じ、公述人の公述が終わった後委員から申請者に質問を行うことがあるほか、公聴会を開催した事案に係る答申の際には、公聴会で提起された意見をどのように取り扱ったかについて、HPで公表することとしている。

- ・消費者団体の代表者等に個別に公述を依頼することは行っていないが、公述の申出は誰でも行うことが可能である。

また、地方運輸局権限の運賃改定の際には、地方運輸局長がその必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができることとしており、地方運輸局において、利害関係人等からの意見聴取を実施するため鉄道事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第72条に基づく事案公示を行っている。

意見聴取の申請をしようとするときは、施行規則第74条に基づき、上記公示の日から10日以内に申請することとされている。

なお、「利害関係人」の定義は、施行規則第73条において「利用者その他のもののうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者」とされ、意見聴取の申請は、消費者団体の代表者等も行うことが可能である。

(2)料金改定案を決定する審議会のみならず、実質的な検討を行う研究会、委員会、WTも、原則として、公開しているか。また、消費者の利益を代弁できる者(例えば、消費者団体の代表者等)が構成員となっているか。

運輸審議会においては、運賃・料金に係る事案の審理は、全て審議会そのもので行っており、研究会、委員会、WT等での審議は行われていない。

運輸審議会の審議においては、運輸事業者等の経理の実態、収支見通し等の関係者の秘密に属する事項を取り扱うこと等から、運輸審議会の審議は、公聴会を除き非公開であるが、現在、議事要旨及び配付資料(行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報を除く)をHPで公表することとしており、プロセスの透明性確保に留意している。

また、運輸審議会においては、国民目線に立った利用者保護と安全で安定的な事業運営の確保の必要性を十分に踏まえて、適切かつ合理的な審議・決定の確保に努めており、その委員の人選については、消費者基本計画の当該審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるとの記載も勘案しつつ、公平・中立な審議を行う必要から均衡が取れた委員構成となるよう留意し、国民目線での審議が可能な幅広い経験と高い識見を有する者を選任している。

(3)料金の認可手続等に当たって、事業者から提供されるべき情報に、特に、事業者の部門別・サービス種類別のセグメント情報、子会社・関連会社との取引(随意契約に関する情報含む)、関連する商業・不動産業等非本業部門等の連結会計情報を含めているか。

セグメント情報、子会社・関連会社との取引等については、報告書類、決算発表資料等によって把握している。また、鉄軌道業の情報提供ガイドラインにおいて、「鉄軌道事業者の財務等に関する情報提供」について定期的又は随時に公表することとしている。

【調査6：経営効率化の促進】

料金認可及び届出手続きにおいて、どのような方法で、経営効率化の度合いを判断しているか。また、その結果を、公共料金に、どのように反映しているのか。

総括原価を算定するにあたり、事業者間で比較可能な営業費の原価については、公表データを用いたヤードスティック方式により算定しており、回帰式、基準単価、基準コスト等の結果を毎年公表している。

これにより、事業者間での効率化競争や利用者の監視による効率化を図ることとしている。

なお、「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」では、運賃改定の際、「これまでの経営合理化の状況及び今後の取り組み」について公表することとしている。

【調査7：高齢者等に対する情報提供】

高齢者、障害者等に対して料金・サービスの内容に関する情報を提供するに当たり、どのような工夫がされているか。

鉄軌道業の情報提供ガイドラインにおいて、「情報へのアクセスについての情報」（運賃・料金、列車時刻等に関する問い合わせ先）を公表することとしている。

また、相談窓口への筆談器設置の他、障害者・高齢者の方々へのきめ細かなサービス提供のため、駅係員、乗務員のサービス介助士資格取得促進などの工夫を行っている。

【調査8：今後の課題】

消費者への情報提供の一層の充実が求められているが、ガイドライン等に見直すべき箇所はあるか。また、情報公開に関する今後の課題、やるべきこととしてどのような点が考えられるか。

鉄軌道業の情報提供ガイドラインについては、【調査1】で記載のとおり、平成24年8月に見直しを実施したところであり、現時点で特段の問題はないと考えている。

なお、鉄道運賃・料金に係る情報提供については、公共料金全般に関するフォローアップなど今後の具体的取組の検討状況を踏まえつつ、引き続き、消費者庁など関係者と連携して適切に対処していくこととする。

以上

鉄軌道業の情報提供ガイドライン

(平成13年11月30日 国鉄都第48号 国鉄業第39号 国鉄技108号 国鉄施第135号)
(一部改正平成24年8月27日 国鉄事第142号)

I. 事業者の財務等に関する情報提供

鉄軌道事業者は、次の項目により、定期的又は随時に情報公開を行うこととし、公開資料の構成及び具体的内容は、各事業者毎に創意工夫して行うものとする。

- ① 事業計画の概要
- ② 決算の内容
- ③ 前年度決算との比較・分析
- ④ 設備投資実績・計画（前年度までの実績、当年度計画）
- ⑤ 経営合理化の状況
- ⑥ 環境、技術開発への取組状況

II. 運賃に係る情報提供

1. 目的

鉄道運賃に対する国民の関心が高まる中、運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進を図るため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等、運賃に係る情報の公開を促進する。

2. 鉄軌道事業者において情報提供するもの

次の項目により情報公開を行うこととし、公開資料の構成及び具体的内容は上記目的の趣旨に鑑み、各事業者毎に創意工夫して行うものとする。

(1) 運賃改定申請時に情報提供するもの

- ① 申請の内容（申請理由、申請の概要、改定率・増収率一覧、申請・現行運賃比較表）
- ② 鉄軌道部門収支の実績及び推定（実績年度及び平年度の鉄軌道部門収支）
- ③ 運賃・料金収入内訳
- ④ 需要見通し（平年度の需要見通し）
- ⑤ 設備投資実績・計画
 - ・設備投資実績と計画（過去3ヶ年度～平年度）
 - ・主要プロジェクトの内容（目的、効果、施行区間、工事費、完成予定）
- ⑥ これまでの経営合理化の状況及び今後の取り組み
- ⑦ 運賃・料金の多様化の内容（新たな制度の創設、営業割引の内容等（既設分の紹介を含む））
- ⑧ 利用者サービスの向上策（上記⑤⑦の項目との重複も可）
- ⑨ 情報へのアクセスについての情報（運賃・料金に関する問合せ先）

(2) 運賃改定実施時に情報提供するもの

- ① 改定の内容（改定の概要、改定率・増収率一覧、改定・現行運賃比較表）
- ② 鉄軌道部門収支の実績及び推定（実績年度及び平年度の鉄軌道部門収支）
- ③ 運賃・料金収入内訳
- ④ 需要見通し（平年度の需要見通し）
- ⑤ 設備投資実績・計画
 - ・設備投資実績と計画（過去3ヶ年度～平年度）
 - ・主要プロジェクトの内容（目的、効果、施行区間、工事費、完成予定）
- ⑥ これまでの経営合理化の状況及び今後の取り組み
- ⑦ 運賃・料金の多様化の内容（新たな制度の創設、営業割引の内容等（既設分の紹介を含む））
- ⑧ 利用者サービスの向上策（上記⑤⑦の項目との重複も可）
- ⑨ 情報へのアクセスについての情報（運賃・料金に関する問合せ先）

(3) 運賃改定実施後に情報提供するもの
平年度の実績等

(4) 随時に情報提供するもの

運賃・料金の多様化の内容（運賃・料金のメニュー一覧、新設の営業割引の状況（既設分を含む）等）

3. 国土交通省において情報提供するもの

(1) 運賃改定申請時に情報提供するもの

- ① 申請の内容（申請日、申請者、申請の概要）
- ② 収入原価算定要領

(2) 運賃改定認可時に情報提供するもの

- ① 運賃認可の内容に沿って事業者の情報内容を補完するもの（改定の経緯、査定概要、鉄軌道部門査定収支、改定率・増収率一覧、定期運賃割引率、申請・現行・改定運賃比較表、経営合理化目標の内容、利用者サービス向上策、答申の概要）
- ② 収入原価算定要領

(3) 運賃改定実施後に情報提供するもの
事業者の情報内容を補完するもの

(4) 定期的に情報提供するもの

新ヤードスティック方式に係る基準単価算出のための回帰式、基礎データ、基準単価、施設量、基準コスト合計額、実績コスト合計額

Ⅲ. 安全、サービスに関する情報提供

1. 目的

需給調整規制の廃止をはじめとする規制緩和が進む中で、規制緩和の実効性を確保し、利用しやすく高質な鉄道ネットワークシステムの構築を可能とするために、利用者の自由かつ的確なサービス選択の確保に資する情報を提供する等情報の公開を促進する。

2. 鉄軌道事業者において情報提供するもの

次の項目により情報公開を行うこととし、公開資料の構成及び具体的内容は上記目的の趣旨に鑑み、各事業者毎に創意工夫して行うものとする。

(1) 随時情報提供するもの

- ① サービスに関する基本的な情報（ダイヤ、遅延等の情報、空席情報、運送約款）
- ② サービスの水準
 - ・ 輸送頻度、混雑率、所要時間
 - ・ 乗継ぎ利便性（相互直通運転、共通乗車券等に関すること）
 - ・ 駅施設に関する情報（構内地理案内、乗換に要する時間、駐車場・駐輪場の有無、トイレの有無、バリアフリー化施設の整備状況 等）
 - ・ 車両設備に関する情報（車両の種別、主要な設備の状況、バリアフリー化設備の整備状況 等）
- ③ 安全に関する情報（個別の事故対策 等）
- ④ その他利用者サービスの向上策（上記Ⅱ（2）の項目との重複も可）
- ⑤ 情報へのアクセスについての情報（運賃・料金、列車時刻等に関する問合せ先）

(2) 定期的に情報提供するもの

- ① 安全への取組状況（安全対策、事故件数 等）
- ② 利用者意見及びその対応（利用者から寄せられた質問、要望及びそれに対する回答、改善内容の紹介）

3. 国土交通省において情報提供するもの

以下の項目について定期的に又は随時に情報提供する。

- ① 輸送実績（輸送人員、輸送人キロ、旅客収入 等）
- ② サービスの水準
 - ・ 信頼性比較（事故発生率比較、主要路線別の混雑率比較 等）
 - ・ 駅のバリアフリー化施設の整備状況比較（段差の解消状況、エレベーター・エスカレーター整備状況、視覚障害者誘導用ブロック敷設状況、身体障害者対応型トイレ導入状況等の主な事業者別の駅数比較）
 - ・ 車両のバリアフリー化設備の整備状況比較（車いすスペース、車いす対応型トイレ、車両間転落防止設備導入状況等の主な事業者別の編成数比較）
 - ・ 情報公開の実施状況
- ③ 安全に関する情報（種類別運転事故件数の推移、個別の事故の安全対策 等）

IV. 情報提供の方法

より多くの利用者がニーズに合致した情報を享受できるよう、各情報提供手段の特徴に留意しつつ、情報の内容に応じた適切な媒体を通じて積極的な情報提供を行う。

また、複数の鉄軌道事業者に係る情報については、関係する鉄軌道事業者の相互の連携により提供の方法の共通化を図り、適切な情報提供を行うよう配慮する。

(1) 鉄道事業者

パンフレット・駅構内掲示・車内吊り・広報誌による情報提供、テレビ・新聞等マスメディアでの発表、インターネットによる情報発信、利用者窓口の設置、事業者団体の広報活動を通じた情報提供

(2) 国土交通省

国土交通省及び地方運輸局における閲覧、テレビ・新聞等マスメディアでの発表、インターネットによる情報発信

J R旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の
収 入 原 価 算 定 要 領

国 土 交 通 省 鉄 道 局

(平成12年3月1日 鉄業第10号)

(一部改正 平成15年6月23日 国鉄業第25号)

(一部改正 平成16年3月31日 国鉄幹第34号 国鉄都第56号 国鉄業第107号)

(一部改正 平成17年4月1日 国鉄業第108号)

(一部改正 平成21年5月27日 国鉄業第16号)

(一部改正 平成23年7月27日 国鉄業第48号)

JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の 収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客運賃の算定に適用する。

第1章 総 則

1. 適用範囲

本要領は、別表1に掲げる鉄道事業者及び軌道経営者に対して適用する。

2. 用語の意義

本要領において使用する用語は、鉄道事業法、軌道法及び鉄道事業会計規則において使用する用語の例による。

なお、本要領においては線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費については次のとおりとする。

(1) 線路費

線路保存費から固定資産除却費、新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額（貸方）を控除し、鉄道線路使用料並びに保守管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(2) 電路費

電路保存費から固定資産除却費を控除し、保守管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(3) 車両費

車両保存費から動力費及び固定資産除却費を控除し、車両使用料並びに保守管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(4) 列車運転費

運転費から動力費を控除し、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(5) 駅務費

運輸費から固定資産除却費、鉄道線路使用料及び車両使用料を控除し、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

第2章 収入・原価の算定方法及び手順

第1節 一般原則

1. 基本原則

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

2. 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

3. 部門別区分経理等

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価を算定するため、実績年度における鉄軌道事業部門収支を次の方法により算定する。

(1) 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別な損益は、これを除外する。

(2) 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。

(ア) 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。

(イ) 他部門と関連する収入及び原価は、原則として、次の配賦基準により鉄軌道事業部門分担分を算定し、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。

①雑収入 実績年度専属営業収入割合とする。

②経営安定基金収入及び費用 実績年度専属固定資産割合とする。

③雑支出 減価償却費及び売上原価を除く実績年度営業費割合とする。

④受取利息、法人税等 実績年度専属固定資産割合とする。

(ウ) 投融資については、これを独立の事業部門として処理する。

第2節 収 入

1. 旅客運賃収入

(1) 旅客輸送量

過去の輸送実績を基礎として推定するとともに、これに過去及び将来の特殊要因を考慮し、定期外及び定期別に推定輸送量を算定する。

(2) 運賃収入

(ア) 所要運賃収入額

運賃収入の算定においては、上限運賃により収入額を算定する。

なお、複数の上限運賃を決定する場合は、それぞれの上限運賃により収入額を算定する。

(イ) 次の方法により定期外及び定期別の運賃収入を算定する。

なお、特殊要因にあつてはこれを考慮する。

①改定前収入

定期外、定期別に実績年度の1人平均支払運賃を推定輸送量に乗じて算定する。

②改定後収入

逸走前改定収入は、定期外、定期別に算出した1人平均支払運賃を推定輸送量に乗じて算定する。

逸走后改定収入は、定期外、定期別に逸走・旧運賃繰入等による減収額を逸走前改定収入から控除する。

(ウ) 逸 走

過去の運賃改定時における逸走を基礎として算定する。

2. 特別急行料金等収入

旅客運賃収入の推計方式に準じて算定する。

3. 手小荷物、郵便物及び貨物運賃収入

過去の実績を基礎として推定した数量に平年度推定の1個当たり又は1トン当たり単価を乗じて算定する。

4. 鉄道線路使用料収入

鉄道線路使用料に推定業務量を乗じて算定する。

5. 運輸雑収

(1) 厚生福利施設収入

過去の実績を基礎として全事業に係る総額を算定し、各事業部門に実績年度専属職員数割合で配賦する。

(2) 車両使用料収入、駅共同使用料収入及び発売手数料収入

過去の実績を基礎として算定する。

(3) その他運輸雑収

過去の実績を基礎として算定する。

6. 営業外収入

(1) 受取利息

投融資に係るものを除く受取利息は、全事業に係る総額を過去の実績を基礎として算定し、各事業部門に実績年度専属固定資産割合で配賦する。

(2) 経営安定基金運用収入

全事業に係る総額を過去の実績を基礎として算定し、投融資部門を除く各事業部門に実績年度専属固定資産割合で配賦する。

(3) 受取利息以外の雑収入

全事業に係る総額を過去の実績を基礎として算定し、各事業部門に実績年度専属営業収入割合で配賦する。

7. 準備金取崩額

特定都市鉄道整備準備金取崩額として、準備金の金額に各年度の月数を乗じて積立を行った事業年度の合計月数で除して得た額を計上する。

第3節 原 価

1. 運賃に係る原価

運賃に係る原価は、次の2から16までを合計した総括原価とする。

2. 線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の適正コスト

線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の適正コストは、次の方法により算定する。

(1) 基準コストの算定

(ア) 線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の各費目ごとに基準コ

スト算定のために公表された最新の基準単価算定のための回帰式及び平
年度の推定業務量による指標を用いて平年度の基準単価を算定する。

(イ) 各費目ごとに基準単価に施設量を乗じ平年度の基準コストを算定する。

(2) 基準コストが実績コストを上回る場合の調整

実績年度において、各費目ごとに基準コストが実績コストを上回る鉄軌道事
業者については、各費目ごとに平年度の基準コストに実績コストを加え、これ
に2分の1を乗ずる。

(3) 経年変化努力率

各費目ごとに、前回運賃改定時の実績年度及び今回運賃改定時の実績年度に
おける実績コストと基準コストとの乖離度を比較して、経年変化度を算定し、
その2分の1を補正率とし、これを平年度の基準コストに乗じて加減する。

基準コストが実績コストを上回る場合にあっては、(2)の調整を行った後
補正率を乗じて加減する。

(4) 物価上昇率

各費目ごとに、実績年度の人件費・経費割合により人件費上昇率と消費者物
価指数を加重平均して算出した平均物価上昇率を(3)に乗じて平年度の適正
コストを算定する。

3. 車両使用料収入、駅共同使用料収入、発売手数料収入、鉄道線路使用料収入及
び厚生福利施設収入に係る人件費及び経費相当額

積み上げにより算定した収入に実績年度における鉄軌道事業の総費用に対す
る人件費及び経費の割合を乗じて算定する。

なお、鉄道線路使用料収入に係る人件費及び経費相当額の算定に当たっては、
鉄道線路使用料の算出基礎が人件費及び経費相当額であるものは鉄道線路使用
料収入の総額とし、鉄道線路使用料の算出基礎が減価償却費、諸税及び支払利息
相当額であるものは含まないものとする。

4. 特別急行料金等収入及びその他の運輸雑収に係る人件費及び経費

線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の平年度実績コスト(平年度
基準コストに実績年度における基準コストに対する実績コストの割合及び人件
費上昇率及び消費者物価指数の加重平均を乗じたものをいう。)の合計に運賃収
入(第2節の規定により算定した運賃収入をいう。)に対する特別急行料金等収

入及びその他の運輸雑収（第2節の規定により算定した特別急行料金等収入及びその他の運輸雑収をいう。）の割合を乗じて算定する。

5. 車両使用料、駅共同使用料、発売手数料及び鉄道線路使用料に係る減価償却費、諸税及び支払利息相当額

過去の実績を基に算定した費用に実績年度における鉄軌道事業の総費用に対する総費用から人件費及び経費を控除した額の割合を乗じて算定する。

なお、鉄道線路使用料に係る減価償却費、諸税及び支払利息相当額の算定に当たっては、鉄道線路使用料の算出基礎が減価償却費、諸税及び支払利息相当額であるものは鉄道線路使用料の総額とし、鉄道線路使用料の算出基礎が人件費及び経費相当額であるものは含まないものとする。

6. 動力費

(1) 電気動力費及び内燃動力費

実績年度の車両走行キロ当たり動力量に運転計画に基づく車両走行キロを乗じて使用動力量を算出し、これに平年度の動力費単価を乗じて算定する。

(2) その他の動力費

過去の実績を基礎として算定する。

7. 賃借料

過去の実績を基礎として算定する。

8. 固定資産除却費

将来の工事費に過去の工事で発生した平均除却費割合を乗じて算出した除却費と将来の工事費に過去の工事費に対する固定資産期中減少額の割合を乗じて算出した固定資産の期中減少額に過去の平均除却損割合を乗じて算出した除却損を加算して算定する。

9. 引当金繰入額・取崩額

新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額（貸方）として、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき算定する。

10. 諸税

(1) 事業税（付加価値割及び資本割）

地方税法の規定に基づき積み上げにより算定し、各事業部門に実績年度専属営業費割合により配賦する。

(2) 固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税

地方税法の規定に基づき積み上げにより算定する。

(3) その他の税金

過去の実績を基礎として算定する。

1 1. 減価償却費

実績年度末における鉄軌道固定資産及び鉄軌道事業分の各事業関連固定資産に工事計画等による資産を加減算したものを基礎とし、事業者の採用している償却方法により算定する。

1 2. 雑支出

営業外費用総額から支払利息及び社債発行差金（償却を含む。）を控除して得た額を基礎として、過去の実績により総額を算出し、実績年度専属営業費割合で配賦する。

1 3. 経営安定基金運用費用

積み上げにより全事業に係る総額を算定し、投融資部門を除く各事業部門に実績年度専属固定資産割合により配賦する。

1 4. 法人税等

10%配当を前提として算定し、各事業部門に実績年度専属固定資産割合により配賦（ただし、事業税（所得割）にあつては、10%配当を前提として算定し、各事業部門に実績年度専属営業収入割合により配賦する。）する。

1 5. 事業報酬

事業報酬は第3章において定めるところにより算定する。

1 6. 準備金繰入額

特定都市鉄道整備準備金繰入額は、改定後旅客運賃収入見込額に積立割合を乗じて算定する。

第3章 事業報酬

1. 事業報酬

事業報酬は、真実かつ有効な事業資産の価値（以下「レートベース」という。）に、報酬率を乗じて算出した額とする。

(1) 事業資産（レートベース）

レートベースは、次の①から⑥の合計額に⑦を加減算した額とする。

- ①期首・期末平均固定資産
- ②期首・期末平均建設仮勘定
- ③営業費（減価償却費・諸税を除く）の4%相当額
- ④貯蔵品
- ⑤繰延資産（社債発行差金を除く。）
- ⑥鉄軌道事業部門に係る関連事業資産（各事業部門の専属営業費割合等により分担したもの。）
- ⑦預り保証金・差入れ保証金・特定都市鉄道整備積立金充当額

(2) 報酬率

報酬率は、次により算出した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。

- ①自己資本報酬率は公社債応募者利回り、全産業平均自己資本利益率及び10%配当を前提とする配当所要率（11%）の3指標の単純平均とし、過去5年平均によるものとする。

ただし、全産業平均自己資本利益率が公社債応募者利回りを下回る場合には公社債応募者利回りによるものとする。

- ②他人資本報酬率は、法定債務を除き債務実績利子率のグループ別平均の過去5年平均とする。

(3) 事業報酬額の調整

前回改定時の平年度3年間の設備投資計画総額に実績額が達していない場合には、その未達成額に対応する報酬額を事業報酬額から減額するものとする。

2. 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに公営企業に対する事業報酬

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の事業報酬は10%配当を前提とする配当所要率（11%）による必要額を各事業部門別に実績年度専属固定資産割合により配賦した配当所要額及び社債・借入金に係る支払利息とする。

(2) 公営企業

企業債・借入金等に係る支払利息とする。

第4章 その他

1. 路線の適用除外

別表2に掲げる路線については、次のとおり取り扱う。

- (1) 鋼索鉄道に係る旅客運賃収入原価の算定については、なお従前の例によるものとする。
- (2) (1) 以外の路線における原価の算定においては、「中小民鉄事業者の収入原価算定要領について」(平成12年3月1日付け鉄業第11号)を準用する。

2. 「特別急行料金等収入」に係る人件費・経費

特別急行料金等の改定の場合は、第2章第3節4の「特別急行料金等収入」に係る人件費・経費は別に定める特別急行料金等収入支出算定要領により算定する。

附 則

1. 適用期日

本要領は、平成12年3月1日以降の申請から適用する。

2. 経過措置

平成9年1月1日以降の最初の運賃改定（消費税及び地方消費税の転嫁のみを目的とする改定を除く。）については、別紙の経過措置による。

附 則（平成15年6月23日 国鉄業第25号）

1. 適用期日

本要領は、平成15年6月23日以降の申請から適用する。

附 則（平成16年3月31日 国鉄幹第34号 国鉄都第56号 国鉄業第107号）

1. 適用期日

本要領は、平成16年3月31日以降の申請から適用する。

附 則（平成17年4月1日 国鉄業第108号）

1. 適用期日

本要領は、平成17年4月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成21年5月27日 国鉄業第16号）

1. 適用期日

本要領は、平成21年5月27日以降の申請から適用する。

附 則（平成23年7月27日 国鉄業第48号）

1. 適用期日

本要領は、平成23年7月27日以降の申請から適用する。

(別表2)

	事業者名	路線名
大手 民 鉄	西武鉄道株式会社	山口線及び安比奈線
	相模鉄道株式会社	厚木線
	近畿日本鉄道株式会社	生駒鋼索線・西信貴鋼索線
	南海電気鉄道株式会社	鋼索線
	京阪電気鉄道株式会社	鋼索線
地下 鉄	札幌市	軌道線
	東京都	軌道線及び上野懸垂線
	大阪市	南港ポートタウン線

平成9年1月1日以降の最初の運賃改定における経過措置について

標記について、収入原価算定要領附則2. 経過措置は、以下のとおりとする。

平成9年1月1日以降の最初の運賃改定（消費税及び地方消費税の転嫁のみを目的とする改定を除く。）に限り、適正コストの算定について、以下の激変緩和措置を講じるものとする。

1. 実績コスト合計（5費目の実績コストの合計。以下同じ。）が適正コスト合計（5費目の適正コストの合計。以下同じ。）を上回る場合

① 実績コスト合計－適正コスト合計 \geq 当該対象事業者の運賃収入の4%相当額の場合

適正コスト合計＋（実績コスト合計－適正コスト合計－当該対象事業者の運賃収入の4%相当額）を当該対象事業者の適正コスト合計とする。

② 実績コスト合計－適正コスト合計 $<$ 当該対象事業者の運賃収入の4%相当額の場合

適正コスト合計を当該対象事業者の適正コスト合計とする。

2. 実績コスト合計が適正コスト合計を下回る場合

① 適正コスト合計－実績コスト合計 \geq 当該対象事業者の運賃収入の0.5%相当額の場合

適正コスト合計－当該対象事業者の運賃収入の0.5%相当額を当該対象事業者の適正コスト合計とする。

② 適正コスト合計－実績コスト合計 $<$ 当該対象事業者の運賃収入の0.5%相当額の場合

実績コスト合計を当該対象事業者の適正コスト合計とする。

ただし、対象地下鉄事業者については、①、②いずれの場合も、実績コスト合計を当該対象事業者の適正コスト合計とする。

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

（1）原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

（2）一般原則

- ① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、これを除外する。
- ② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。
 - イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。
 - ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担分を鉄軌道事業部門に帰属させる。
- ③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

（3）原価の算定

- ① 人件費
実績及び事業計画を考慮して適正に算定する。
- ② 修繕費
実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。
- ③ 経費
 - イ 動力費
車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を勘案して算定する。
 - ロ その他の経費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

- ④ 諸税
実績及び工事計画等を基礎として算定する。
- ⑤ 減価償却費
実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。
- ⑥ 営業外費用
 - イ 支払利息
原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。
 - ロ その他
実績を基礎として算定する。
- ⑦ 配当所要額（適正利潤）
払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。

(4) 収入の算定

- ① 旅客運輸収入
過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。
- ② 貨物運輸収入
旅客運輸収入の算定方式に準ずる。
- ③ 運輸雑収
実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。
- ④ 営業外収益
運輸雑収の算定方式に準ずる。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。